

認定 NPO 法人の資格を取得できました！

皆様のご支援に感謝し、ご報告させていただきます。

〈経 過〉

2014年5月の通常総会で認定 NPO 法人資格取得を目標に掲げ、書類整備等の準備を経て、11月に申請し、それから5か月に及び審査の結果、2015年3月23日にめでたく取得に至りました。兵庫県内 2090 法人のうち認定 NPO 法人は 25 法人。国全体でもまだ1%もないそうです。これまで23年間のウィメンズの活動を支えた多くのスタッフ、それをあたたかく応援して頂いた会員や寄附者の皆様のおかげだと心より感謝申し上げます。

審査は、運営組織および事業活動が適正でありかつ公益に属するか、といった観点からの審査です。9項目からなり、特にウィメンズネット・こうべが選択した、寄附者の絶対値基準（過去2年間、年3000円以上の寄附者が100人以上）の項目では、審査官が寄附者ごとに基準通りの事務処理が行われているかを確認し、まさにお一人お一人に支えられての申請を実感する場面でした。他に組織運営に必要な書類の整備状況等の入念なチェックの結果、取得できたことをご報告します。



認定証を受け取る正井代表理事

〈認定 NPO 法人 ふたつの側面〉

① リターン付き、ふた手間の社会貢献

支出した寄附について税制上の優遇措置が講じられます。次頁に税制優遇にいたる手続きを記載していますが、ひと手間は、認定 NPO 法人に寄附を納入すること、ふた手間は、確定申告をしていただくこと。（企業さんであれば損金算入が認められています。）このような手続きを経て寄附者には最大4割程度の税金の控除が受けられます。時間や労力は提供できないが、お金なら提供できるといった新たな寄附者の拡大にも期待が持てますし、また企業と協働し社会課題を解決する資金調達の手法にもなります。

② 情報公開がもたらす法人の確かな基盤強化

認定は5年間有効ですが、この間連続した検証を日常的に受けていると同様の情報公開が求められています。「どのように使ったのか」という問いに、当然寄附者や社会に対して説明責任を果たさなければなりません。

ウィメンズネット・こうべが新たなスタート地点にたち、会員や寄附者の皆様とともに、「女性や子どもの人権を守り、暴力に苦しむ女性や子どもがいない社会をつくる」ことを目標に今後とも頑張っていきたいと思えます。

会員及び寄附者の皆様には引き続き当団体の活動にご理解を頂き、息長く応援して下さいますよう心よりお願い申し上げます

（ウィメンズネット・こうべ代表理事 正井禮子 スタッフ一同 2015年3月）



税制優遇について

2015年3月23日以降にウィメンズネット・こうべへご寄附(賛助会費含む)をいただいた場合、寄附者の皆さまは寄附金控除等、税制優遇上の優遇措置を受けることができます。寄附金控除の対象は、次の3種類です。

1. 個人が寄附される場合

ウィメンズネット・こうべでは賛助会費も「寄附」の扱いとさせていただきます。

(1) 所得税からの控除

個人が認定NPO法人に寄附をした場合、下記の①②のうち、どちらかメリットの大きい方を選択できます。

- ① 税額控除方式…寄附金のうち、2000円を超える額の40%が所得税から控除されます。その金額の所得税が還付されます。 ※所得税額の25%が限度です。
- ② 所得控除方式…寄附金のうち、2000円を超える額が所得から控除されます。その金額の所得税が還付されます。 ※総所得額の40%が限度です。

(2) 住民税からの控除

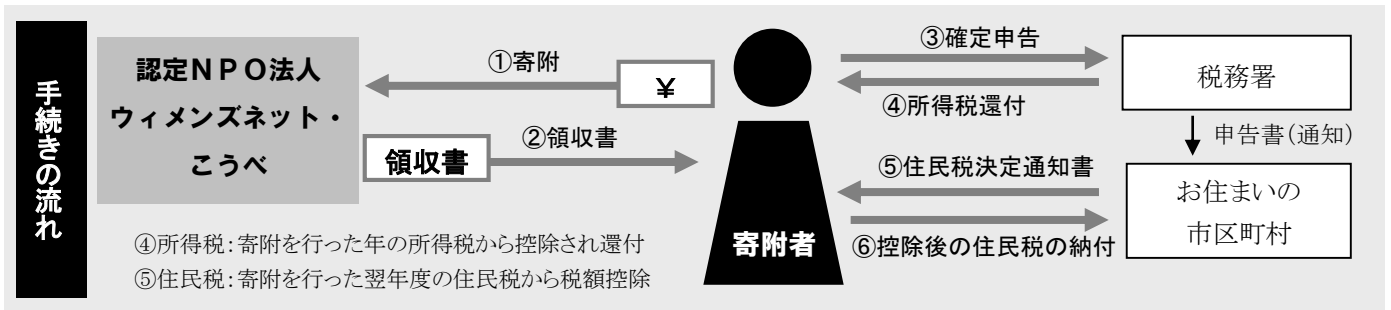
神戸市民の方がウィメンズネット・こうべへ寄附いただいた場合、2,000円を超える額の10%が個人住民税から控除されます。

■計算例(神戸市にお住まいの方で所得税率10%の方が3,000円、100,000円を寄附された場合)

最大約50%
が

	例1: 寄附額 3,000 円の場合		例2: 寄附額 100,000 円の場合	
	税額控除方式	所得控除方式	税額控除方式	所得控除方式
所得税	$(3,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 400 \text{ 円}$ <small>※所得税額の25%が限度</small>	$(3,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 100 \text{ 円}$ <small>※総所得額の40%が限度</small>	$(100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 39,200 \text{ 円}$ <small>※所得税額の25%が限度</small>	$(100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 9,800 \text{ 円}$ <small>※総所得額の40%が限度</small>
個人住民税	神戸市民税 $(3,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 100 \text{ 円}$		神戸市民税 $(100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 9,800 \text{ 円}$	
控除合計	所得税 400 円 + 住民税 100 円 = 500 円	所得税 100 円 + 住民税 100 円 = 200 円	所得税 39,200 円 + 住民税 9,800 円 = 49,000 円	所得税 9,800 円 + 住民税 9,800 円 = 19,600 円

※所得税額が0円の場合、住民税のみの寄附金控除も可能です。詳しくは ウィメンズネット・こうべ までお問い合わせください。



2. 法人が寄附される場合

法人がウィメンズネット・こうべに対して寄附をした場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。(損金算入が認められている寄附金の額は、他の認定NPO法人や公益財団等に対する寄附金の額とあわせて計算されます)

(1) 一般寄附金の損金算入限度額の計算式 $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

(2) 特別損金算入限度額の計算式 $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

※(1)と(2)を合計が損金参入額となります。但し、事業年度が1年未満である場合には計算式が異なります。

3. 相続・遺贈による寄附の場合

認定NPO法人へのご寄附は、相続税の課税から除外されます。(ただし、相続税の申告期限内に限ります)

お
ね
が
い

- 1) 控除の手続きにはウィメンズネット・こうべが発行する「寄附金受領証明書」が必要です。ご寄附を確認させていただいた後、送付いたしますので、確定申告時等にご提示ください。
- 2) 住民税につきましては、各都道府県・市区町村で取り扱いが異なります。神戸市外にお住まいの方は、ウィメンズネット・こうべ (078-734-1308) までお問い合わせください。またその他手続きにつきましてもご不明な点はお気軽にお問い合わせください。